

成績評価に関する認定規程

第一章 目的

(目的)

第1条 本規程は専門学校富山ビューティーカレッジ（以下「学校」という。）学則第3章第10条に基づいて成績評価に関する適正な認定を執行するために定める。

第二章 委員会

(委員会)

第2条 成績評価に関する適正な認定にあたり専門委員会を置く。

(委員)

第3条 委員は、理事長、校長、教務主任、各学年担任で構成する。

第三章 成績評価

(評価基準)

第4条 それぞれの評価基準は次の各号とする。

一、科目履修に関する事項

- (1) 出席状況やレポート及び小テスト等を参考に個人面談を行い学修意欲・理解度を把握する。
- (2) 学期末試験において決められた課題について実施し、その評価を点数化し評価する。
- (3) 試験の成績は100点満点とし、60点以上を合格、60点未満を不合格とする。なお、評価基準は下記のとおりとする。

評価表記	成績評価基準	評価内容
実点数	100点～80点	優秀と認められた成績
	79点～60点	妥当と認められた成績
不可	59点～0点	不可と認められた成績

また、総合評価（成績分布）については各授業科目の成績評価の合計点数を算出し、順位付けした上で学生の成績を客観的に判断する。

- (4) その他、必要と認められる審査において適合したもの

附則

- 1、この規程は令和元年7月1日から施行する。